

公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により浜田農業振興地域整備計画を変更したので、同条第 4 項の規定により準用する同法第 12 条第 1 項の規定により公告します。

なお、同条第 2 項の規定により、当該変更後の農業振興地域整備計画書を浜田市産業経済部農林振興課、金城支所産業建設課、旭支所産業建設課、弥栄支所産業建設課及び三隅支所産業建設課において縦覧に供します。

令和 8 年 7 月 29 日

浜田市長 三 浦 大 紀